

職 業 能 力 開 発 局 関 係

職業能力開発局所管の分科会における審議状況 (平成 27 年 8 月 26 日以降)

○第 10 次職業能力開発基本計画について

平成 28 年度からの 5 か年を対象とし、職業能力開発に係る基本的な方針を定める「第 10 次職業能力開発基本計画」の策定に向けて、平成 27 年 9 月 25 日より 5 回（第 92 回～第 96 回職業能力開発分科会）審議を行った。今後、3 月 29 日に開催予定の第 97 回職業能力開発分科会でとりまとめを行い、4 月中に告示される予定である。

○専門実践教育訓練の指定基準の見直しについて【別紙 1】

文部科学大臣の認定する大学等の「職業実践力育成プログラム」を新たに専門実践教育訓練の対象とする「雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準の一部を改正する告示案要綱」の諮問について、第 91 回職業能力開発分科会（9 月 8 日）において、「妥当」との結論に至り、答申がなされた。

また、第 96 回職業能力開発分科会（2 月 17 日）において、情報通信技術に関する一定レベル（IT スキル標準レベル 3 相当）以上の資格取得を目指す教育訓練について、新たに専門実践教育訓練の対象として位置付けることについて審議した。

○求職者支援制度の今後のあり方について【別紙 2】

第 94 回職業能力開発分科会（11 月 26 日）において、早期就職に結びつく訓練カリキュラムの設定、育児中の女性に配慮した訓練コースの設定、建設分野における求職者支援訓練の奨励、訓練実施機関の欠格要件の見直しを内容とする「求職者支援訓練の今後のあり方について（職業能力開発分科会報告書）」が取りまとめられた。3 月 29 日に開催予定の第 97 回職業能力開発分科会で当該報告書に基づく「省令案要綱」について諮問・答申を予定している。

○2015 年度の年度目標における中間評価について

2015 年度の年度目標に係る中間評価について、3 月 29 日に開催予定の第 97 回職業能力開発分科会において審議予定。今後は委員からのご意見を踏まえ、内容を確定し次第、公表する。

○その他【別紙3】

- ・若者雇用促進法の施行について

キャリア形成促進助成金の拡充を内容とする省令案要綱の諮問について、第92回職業能力開発分科会（9月25日）において「妥当」との結論に至り、答申がなされた。

キャリアコンサルタント登録制度に係る手数料の額や受験資格の規定、技能検定の実技試験の実施方法の類型化・明確化等を内容とする政令案要綱及び省令案要綱の諮問について、第94回職業能力開発分科会（11月26日）において「妥当」との結論に至り、答申がなされた。

キャリアコンサルタント登録制度に係る更新講習の指定基準等を規定する省令案要綱について、第96回職業能力開発分科会（2月17日）において「妥当」との結論に至り、答申がなされた。

- ・労働政策審議会職業能力開発分科会運営規程の一部改正（若年労働者部会の廃止）について

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律により、「勤労青少年福祉対策基本方針」の策定に関する事項等を審議するため設置されていた「若年労働者部会」について、当該基本方針が「青少年雇用対策基本方針」に改正されることとあわせて、今後、職業安定分科会雇用対策基本問題部会において調査審議することとしたことから、第92回職業能力開発分科会（9月25日）において運営規程の改正を行い、若年労働者部会に関する規程を削除した。

- ・雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱について

キャリアアップ助成金の拡充を内容とする省令案要綱の諮問について、第95回職業能力開発分科会（1月27日）において「妥当」との結論に至り、答申がなされた。

- ・職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱について

職業能力開発総合大学校に、最先端の学識・技術・技能や研究的思考力を有した職業訓練指導員を養成する訓練を行う課程を設置するため、省令案要綱の諮問について、第96回職業能力開発分科会（2月17日）において「妥当」との結論に至り、答申がなされた。

【参考】 分科会開催実績

- ・ 職業能力開発分科会 9/8、9/25、10/22、11/26、1/27、2/17

専門実践教育訓練の対象となる職業実践力育成プログラムについて

指定基準(案)

別紙1-1

(課程レベルの要件)

- ① 文部科学大臣が職業実践力育成プログラムとして認定したものであること
- ② 正規課程にあっては1年以上2年以内、履修証明プログラムにあっては120時間以上かつ2年以内であること
- ③ 中長期的なキャリア形成に資するものとして職業能力開発局長が定める基準(※)に該当すること

※ ア) 特定の職業に関する実践的職業能力習得に資するものであること

又は イ) 特定の労働者層(※※)のキャリア形成上の課題に即した就職促進・キャリア形成に資するものであること

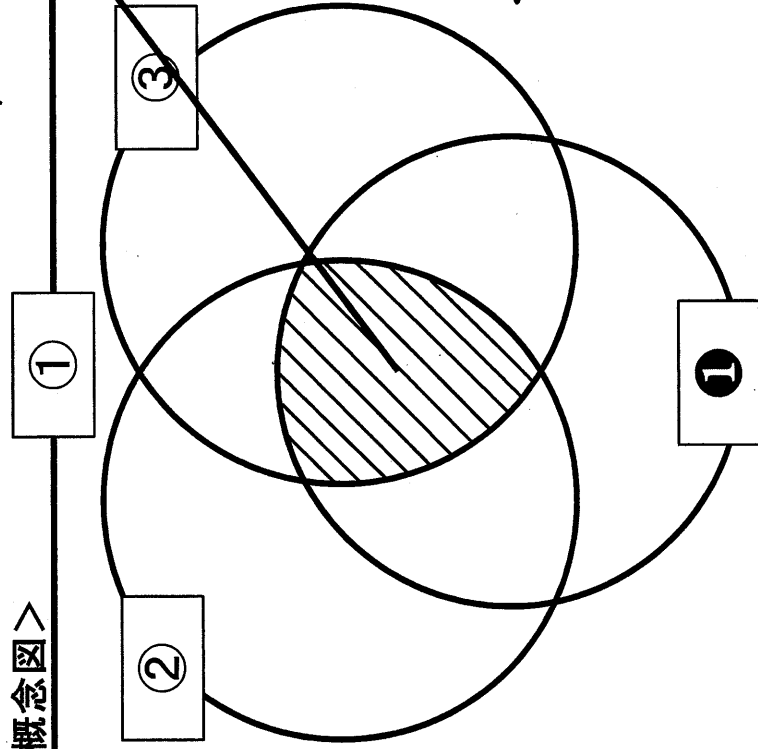
※※ 「特定の労働者層」として、分科会での審議経過等を踏まえ、非正規雇用労働者、子育て女性等を想定

(講座レベルの要件)

- ① 大学院における正規課程にあっては訓練修了後の就職等の状況及び定員充足率の実績(※)、それ以外の教育訓練にあっては訓練修了後の就職等の状況の実績(※)からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるもの

※ 就職(継続)率については80%以上、定員充足率については60%以上であること

＜概念図＞



上記①～③及び①のすべての要件を満たすプログラムを指定対象とする。

(例)・精密加工・製造分野での先端的な知識・技術の習得を目指す、文科大臣による「職業実践力育成プログラム」の認定を受けた

120時間以上の履修証明プログラムで、就職(継続)率が一定率以上のもの

・育児等により離職した女性の再就職を支援する、文科大臣による「職業実践力育成プログラム」の認定を受けた120時間の履修証明プログラムで、就職(継続)率が一定率以上のもの

※ 対象とならないプログラムの例

- 大学院の3年間の博士課程、大学の4年間の正規課程、高等専門学校の5年間の正規課程(※正規課程でも2年以内の別科・専攻科は対象となることがあり得る)【②に非該当】
- 起業やボランティアの育成、職業との関わりが限定的な知識・技能の習得を主たる目標としたプログラム【③に非該当】
- 訓練修了後の就職(継続)率が要件を下回る講座【①に非該当】

「職業実践力育成プログラム」認定制度について(概要)

平成27年3月 教育再生実行会議提言(第6次提言)

「「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」

1. 社会に出た後も、誰もが「学び続け」、夢と志のために挑戦できる社会へ

(社会人の多様なニーズに対応する教育プログラムの充実)

○ 大学、専修学校等は、社会人が職業に必要な能力や地域を高める機会を拡大するため、社会人向けのコース設定等により、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供を推進する。国は、こうした取組を支援、促進するとともに、大学等における実践的・専門的なプログラムを認定し、奨励する仕組みを構築する。



提言を受け、文部科学省「大学等における社会人の実践的・専門的な学び直しプログラムに関する検討会」において、認定要件等を検討

要件設定(案)

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的な学び直しプログラムを「職業実践力育成プログラム」として文部科学大臣が認定

【目的】

- ・ プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大

- ・ 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校における正規課程及び履修証明プログラム(120時間以上)
- ・ 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的に明確に設定し、公表
- ・ 対象となる職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得出来る教育課程
- ・ 総授業数の一定以上を以下のいくつかの教育方法による授業で占めている

- ①実務家教員や実務家による授業
- ②双方向若しくは多方向に行われる討論
- ③実地での体験活動
- ④企業等と連携した授業

受講者の成績評価を実施

・ 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見をとり入れる仕組みを構築

・ 週末開講等、社会人が受講しやすい工夫の整備



本プログラムの認定により①社会人の学び直し選択肢の可視化、②大学等におけるプログラムの魅力向上、③企業等の理解増進を図り、厚生労働省の教育訓練給付制度とも連携し、社会人の学び直しを推進

情報通信技術に関する資格取得を目的とした教育訓練の追加について①

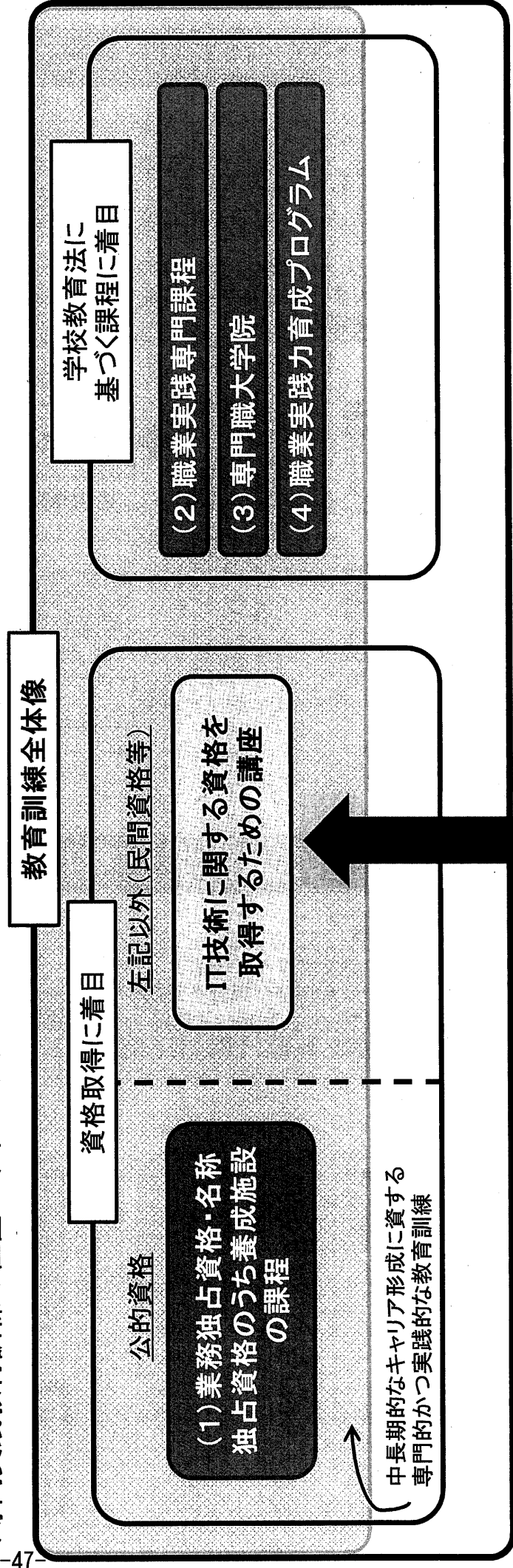
別紙1-2

○ IT専門検討会議での検討を踏まえ、専門実践教育訓練の対象として、以下の観点から、一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目的とした教育訓練を指定対象に追加することとはどうか。

(追加の観点)

- ・生産性向上等の観点から情報通信技術の活用が求められていること等を背景に、情報通信技術に係る高度人材が求められていることから、情報通信技術を有する者は全産業における雇用拡大が見込まれること
- ・情報通信技術を有する者の人手不足が深刻化していること
- ・情報通信技術に関する資格について、技術革新の早さ等の影響を特に受ける本分野の特性を反映し、実務に直結する専門分野・担当業務の知識・技術の習得には、ITベンダー企業により提供される民間資格等が多く活用されていること

＜専門実践教育訓練の位置づけイメージ＞



※上記課程類型のうち、就職率等の一定要件を満たす講座が対象

1. 訓練カリキュラムのあり方について

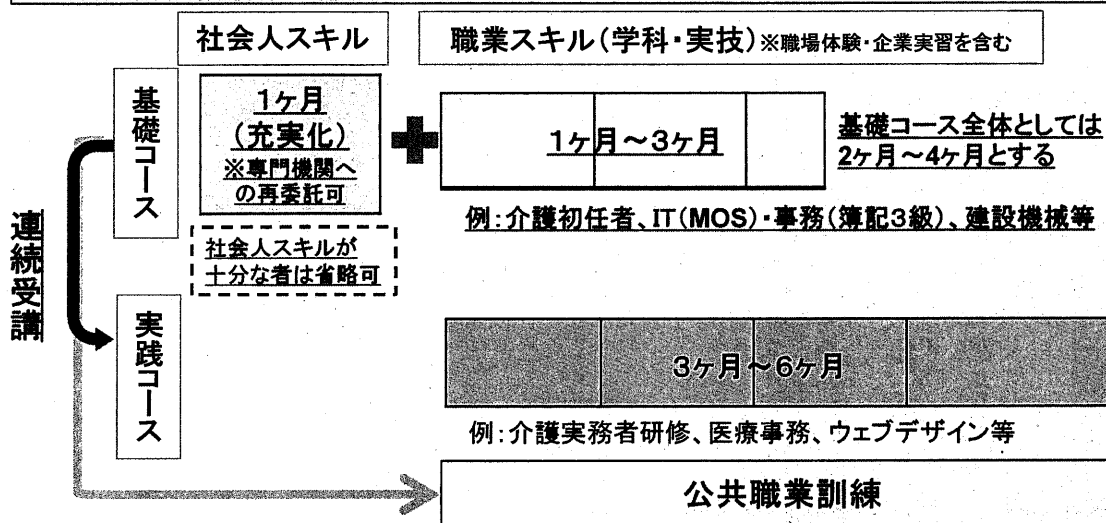
見直し案

【基礎コース】

- 社会人スキル科目の充実(非正規労働者等の就職率向上)
- 従来のパソコンスキルの他、短期間で修得できる職業スキルを付与(早期就職)
- 一定の社会人経験を有し、早期就職を目指す者は、職業スキル科目から受講可

【実践コース】

- 社会人スキル科目を廃止する。
- キャリア・コンサルティング等により真に必要と認められた者に限り基礎コースからの連続受講を認める。

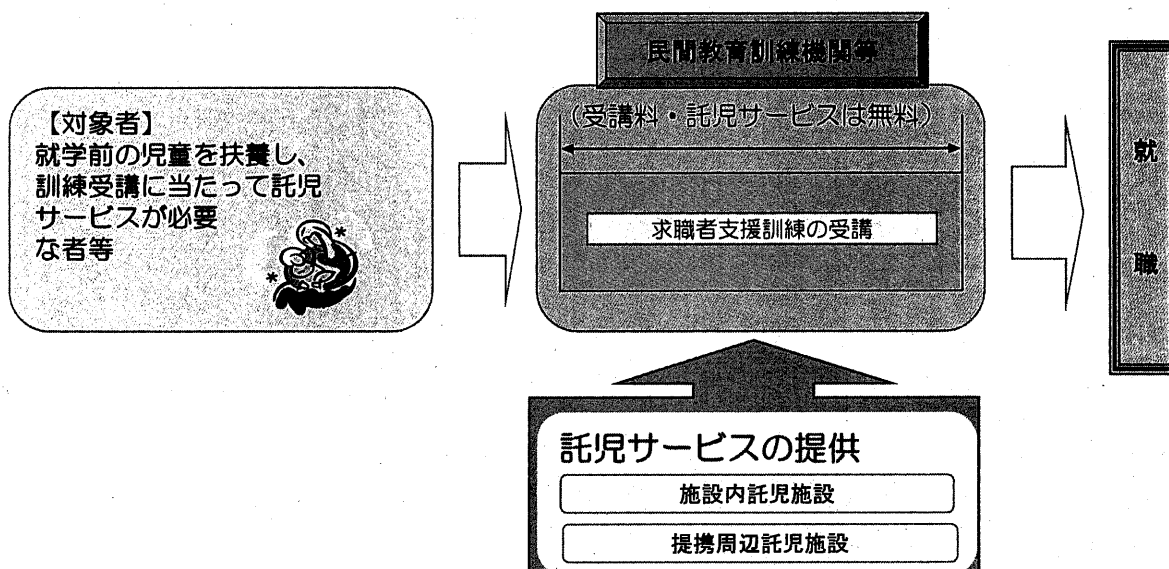


2. 女性の活躍促進等について

見直し案

【育児中の女性等への配慮】

- 育児中の女性等が訓練を受講しやすくなるよう、次の訓練コースの設定を推進する。
- 託児サービス支援付き訓練コース(奨励金に、66,000円/児童一人・一月を付加)
- 短時間の訓練コース(1日4時間以上)



3. 建設分野における訓練コースの設定について

見直し案

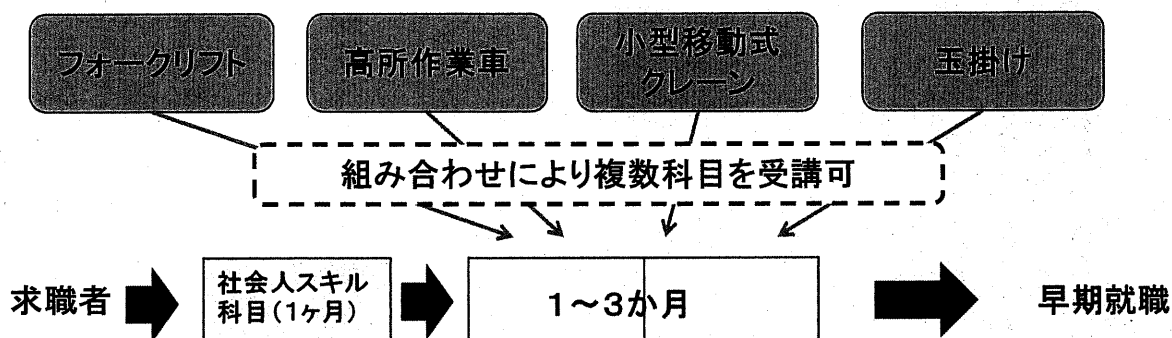
【建設機械運転等の短期訓練の実施】

建設機械運転等の訓練を全国的に実施できるようにする。

○基礎コースにおいて実施する。

○奨励金単価を10万円(他の基礎コースは6万円)とする。

<訓練科目の例>



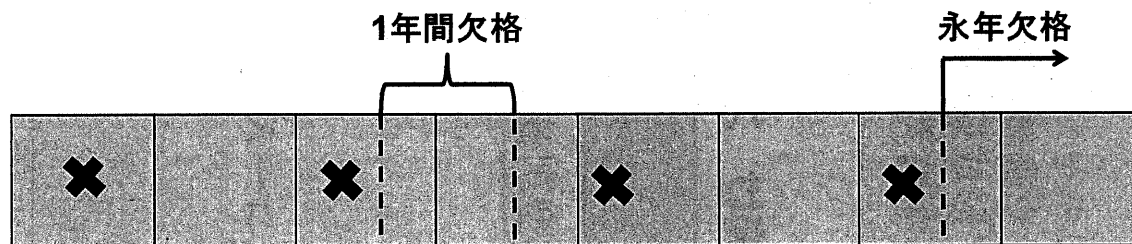
4. 訓練実施機関の確保について

見直し案

【永年欠格について】

○雇用保険適用就職率(基礎30%、実践35%)を、連続する3年間で2回下回った場合、1年間の欠格とする。

○1年間の欠格の後、再び連続する3年間で2回下回った場合、永年欠格とする。



見直し案

【就職率の算定対象について】

○雇用保険適用就職率の算定対象から、65歳以上の者を除外する。

キャリア形成促進助成金について

別紙3-1

- 労働者のキャリア形成を効果的に促進するため、職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成
- キャリア形成促進助成金のコースのうち、若年人材育成コースについて、若者雇用促進法の認定企業が実施する場合の経費助成を拡充

＜ 事業主向け ＞

助成内容		助成額※()額は 中小企業以外の額
政策課題対応型訓練		
若年人材育成コース	中小企業以外 中小企業	＜通常＞ 経費助成：1/2(1/3) 賃金助成：1h当たり800円(400円) → 認定企業の場合 経費助成：2/3(1/2)

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）の一部施行に伴い、改正法により新たに規定されたキャリアコンサルタント試験及び登録等の手数料の額等を規定するとともに、技能検定職種を政令から省令で定めるところとされたことにより関係規定を削除する。

1. キャリアコンサルタント関係

- キャリアコンサルタント試験の手数料の額について、技能検定の手数料と同様に、厚生労働大臣が定める額とした上で、実技試験は2万9,900円、学科試験は8,900円を超えてはならないこととする。

※ キャリアコンサルタント試験は、キャリアコンサルティング職種を含めた技能検定との間で、その試験手法や国家試験として広く受験しやすい環境整備を図る必要性の点で大きな相違があるとは言いがたいことから、同様の金額設定とする。

- キャリアコンサルタントの登録手数料の額について、指定登録機関が登録事務を行うために要することが想定される経費と新規登録者数等を勘案し、8,000円とする（※）。また、登録証の再交付又は訂正については、登録証の再交付又は訂正に要する費用等を勘案し、2,000円とする。

※ 別途、登録免許税9,000円が課税される。

2. 技能検定関係

- 検定職種については、法第44条第1項において政令で定めるところとされていたところ、改正法による同項の改正により厚生労働省令で定めるところとされたことに伴い、関係規定を削除する。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案（概要） ①

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）の一部施行に伴い、キャリアコンサルタントの登録制度の創設に関し、受験資格等省令で定めることとされた事項について規定するとともに、技能検定に関し実技試験の実施方法等省令で定めることとされた事項等について規定する。

1. キャリアコンサルタント関係（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

(1) キャリアコンサルタント試験の受験資格等

- ① キャリアコンサルタント試験の受験資格を有する者について、(i)講習の科目、範囲及び時間数が別表を満たす等の基準に適合するものとして、厚生労働大臣の認定を受けた講習の課程を修了した者、(ii)労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力開発及び向上のいづれかに関する相談に関し3年以上の経験を有する者、(iii)技能検定キャリアコンサルタント職種職種の学科試験又は実技試験に合格した者、(iv)(i)～(iii)と同等以上の能力を有する者<(ii)のいづれかに関する相談に関し計3年以上の経験を有する者等を想定>とする。
- ② 技能検定キャリアコンサルタント職種の学科試験、実技試験のそれぞれの合格者について、キャリアコンサルタント試験の学科試験、実技試験のそれぞれを免除する。

(2) 登録試験機関

- ① 登録試験機関の登録を受けようとする者が提出しなければならない申請書の様式及び書類について定める。
- ② 登録試験機関が実施する試験科目は、法律に定めるもののほか、(i)キャリアコンサルタントの社会的意義に関する科目、(ii)キャリアコンサルタントの倫理と行動に関する科目とする。
- ③ 資格試験業務の信頼性の確保のため、登録試験機関は、試験の不正行為を防止するための措置を講じること、合格基準を公表すること、資格試験業務を適正かつ確実に実施するために必要な職員の確保等について計画を定めること、全国的な規模で継続して毎年一回以上キャリアコンサルタント試験を実施できる資産及び能力を有すること等の措置を講じることとする。
- ④ 試験業務規程に定める事項は、試験地、資格試験業務の実施方法、信頼性を確保するための措置、秘密保持等とする。

(3) キャリアコンサルタントの登録等

- ① キャリアコンサルタント名簿に登録する事項は、法律に定めるもののほか、生年月日、性別、住所及び事務所の名称とする。
- ② キャリアコンサルタントの登録を受けようとする者は、所定の申請書に、キャリアコンサルタント試験の合格証等を添付して提出しなければならないこととする。
- ③ キャリアコンサルタントの更新を受けようとする者は、所定の申請書に、合格証及び(5)の講習の修了証を添付して提出しなければならないこととする。
- ④ キャリアコンサルタント登録証の様式を定める。

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令案（概要）②

1. キャリアコンサルタント関係（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

(4) 指定登録機関

- ① 指定登録機関の指定を受けようとする者が提出しなければならない申請書の様式及び書類について定める。
- ② 登録事務規程に定める事項は、登録事務を行う時間及び休日、手数料の収納方法、秘密保持等とする。

(5) 更新講習

- ① キャリアコンサルタントの更新を受けるために、(i) キャリアコンサルティングを適正に実施するために必要な知識の維持を図るための講習8時間以上及び(ii) キャリアコンサルティングを適正に実施するために必要な技能の維持を図るための講習30時間以上を受講しなければならないこととする。
- ② 技能検定キャリアコンサルタントに合格したキャリアコンサルタントからキャリアコンサルティングの実務に関する指導を受けた時間又はキャリアコンサルティングの実務に従事した時間については、10時間以内に限り、①(ii)の講習を受けたこととみなすこととする。
- ③ 技能検定キャリアコンサルタントに合格した者については、当該合格から5年以内に限り、①の講習を免除する。また、技能検定キャリアコンサルタントに合格した者については、①(ii)の講習を免除する。

(6) 経過措置

- ① この省令の施行日までに、(1)①(i)の講習と同等以上のものであって厚生労働大臣が指定する講習<現行のキャリア・コンサルタント能力評価試験の受験資格としている養成講座等を想定>の課程を修了した者については、この省令の施行後5年以内に限り、(1)①(i)の講習の課程を修了したものとみなす。
- ② この省令の施行日までに、キャリアコンサルタント試験と同等以上のものであって厚生労働大臣が指定する学科試験、実技試験<現行のキャリア・コンサルタント能力評価試験等を想定>のそれぞれに合格した者については、この省令の施行後5年以内に限り、キャリアコンサルタント試験の学科試験、実技試験のそれぞれに合格した者とみなす。

2. 職業能力検定関係（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

- ① 技能検定職種及び指定試験機関に業務を実施させることができる技能検定職種について、政令に規定されていたところ、省令に規定することとされたことに伴い規定する。
- ② 技能検定の実技試験の実施方法について、製作等作業試験、判断等試験、計画立案等作業試験、実地試験の4つの方法に類型化し、技能検定職種ごとに規定する。
- ③ 技能検定の指定試験機関の指定要件として、全国的な規模で毎年1回以上実施できる資産及び能力があり、かつ、客観的な評価基準に基づき実践的であるとして職業能力開発局長が定める試行試験を適切に実施したものを追加する。
- ④ 事業主等の行う職業能力検定について、その内容及び実施体制に関し、厚生労働大臣が定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができることとする。

職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令案（概要）①

- 平成28年4月に施行するキャリアコンサルタント登録制度は、5年ごとの更新制とし、登録の更新を受けようとする者は、一定時間数以上の更新講習を受講しなければならないこととされているところ。
- 当該更新講習の指定基準等について、以下のとおり本省令で定めることとする。
 - ・知識講習は別表の科目について行う。技能講習は別表の科目のうち技能講習を受けようとする者がキャリアコンサルタントとしての経験に応じ選択する科目について行う。
 - ・厚生労働大臣は、知識講習及び技能講習が指定基準（養成講習に係る指定基準と概ね同等）のいずれにも適合しているときは指定を行う。指定申請者が講習を受ける者の範囲を制限する場合、他の指定基準のいずれにも適合しており、かつ、その範囲の制限に合理的な理由がある場合は指定を行うことができる。

(別表)

更新講習の区分		科目
知識講習	一	職業能力の開発の知識
	二	人事管理及び労務管理の知識
	三	労働市場の知識
	四	労働関係法令及び社会保障制度の知識
	五	学校教育制度及びキャリア教育の知識
	六	メンタルヘルスの知識
	七	その他前各号の内容に準じてキャリアコンサルティングを適正に実施するために維持を図ることが必要な知識
技能講習	一	キャリアコンサルティングに関する基本的な技能
	1	カウンセリングの技能
	2	グループアプローチの技能
	3	キャリアアシスト（職業能力開発促進法第十五条の四第一項に規定する職務経歴等記録書を含む。）の作成指導及び活用の技能
	4	相談過程全体の進行の管理に関する技能
	二	相談過程において必要な技能
	1	相談場面の設定
	2	自己理解の支援
	3	仕事の理解の支援
	4	自己啓発の支援
	5	意思決定の支援
	6	方策の実行の支援
	7	新たな仕事への適応の支援
	8	相談過程の総括

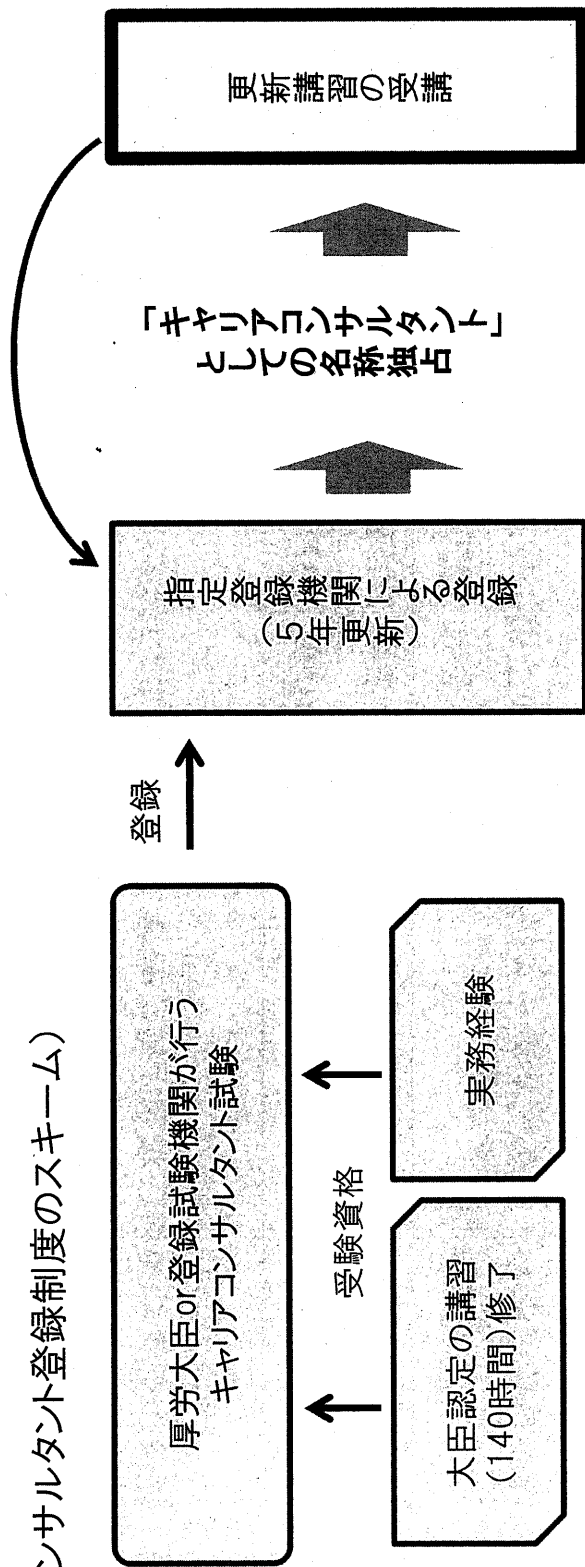
(指定基準)

- 一 知識講習は講義により、技能講習は講義又は演習により行うこと。
- 二 技能講習は、その半分以上の時間を通学の方法により行うこと。
- 三 更新講習は、修得することが求められる知識又は技能の修得がなされていることを確認する内容を含むこと。
- 四 講師は、別表の科目について効果的に指導できる知識、技能及び経験を有する者であること。
- 五 演習は、前号の講師のほか、講師の補助者を配置すること。
- 六 別表の科目に応じた適切な内容の教材を用いること。
- 七 更新講習を受ける者の数は、原則として、講義を行う場合は30人以下、演習を行う場合は20人以下であること。
- 八 更新講習を実施する者の職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 九 更新講習を実施する者が前号の講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。
- 十 更新講習を受ける者に、当該更新講習の指定申請者又はその関係者が雇用する者その他指定申請者又はその関係者と密接な関係を有する者以外の者を含むこととされていること。

職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令案（概要）②

《参考》

（キャリアコンサルタント登録制度のスキーム）



（キャリアコンサルタントの更新に係る規定）

- キャリアコンサルタントの登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、効力を失う。
（勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）による改正後の職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の19第3号）
- キャリアコンサルタントの更新を受けるためには、（i）及び（ii）の講習を受講しなければならない。
（i） キャリアコンサルティングを適正に実施するために必要な知識の維持を図るための講習として別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が指定するもの（知識講習） 8時間以上
（ii） キャリアコンサルティングを適正に実施するために必要な技能の維持を図るための講習として別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が指定するもの（技能講習） 30時間以上
（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第175号）による改正後の職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第48条の17第1項第1号及び第2号）

キャリアアップ助成金（人材育成コース） 有期実習型訓練のOFF-JT経費助成の上限額引上げ

別紙3-4

○ 概 要

有期契約労働者等に対する正社員転換を目的とした有期実習型訓練において、より効果的なOFF-JTの実現を図るため、訓練修了後に正規雇用等に転換した訓練対象者全員のOFF-JTに係る経費助成の上限額を引き上げる。

○ 助成内容

【OFF-JTの経費助成】

- 訓練時間に応じ、対象労働者一人当たり次の額を上限に支給

100時間未満	中小企業 10万円	大企業 7万円
100時間以上200時間未満	中小企業 20万円	大企業 15万円
200時間以上	中小企業 30万円	大企業 20万円



- 訓練対象者全員を正規雇用等に転換したOFF-JTについて、助成上限額を次のとおり引上げ

100時間未満	中小企業 15万円	大企業 10万円
100時間以上200時間未満	中小企業 30万円	大企業 20万円
200時間以上	中小企業 50万円	大企業 30万円

※ 但し、いずれも実費を限度とする。

(1) 設置根拠

長期養成課程に、職業能力開発研究学域（仮称）を設置する。

(2) 職業訓練指導員免許の取得

職業能力開発研究学域（仮称）の学生のうち、次の者は、相当程度の技能・知識を有すると認められることから、2年の課程修了前に職業訓練指導員免許を取得できる。

- ① 職業能力開発総合大学校における総合課程を修了した者
- ② 職業能力開発大学校における応用課程を修了した者

※ 工科系学部卒業者等については、2年の課程を修了することが必要。

(3) 必要な科目の追加

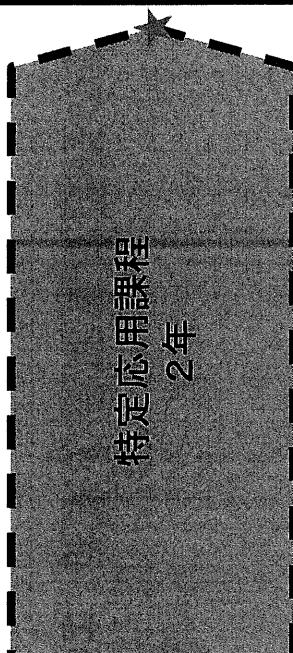
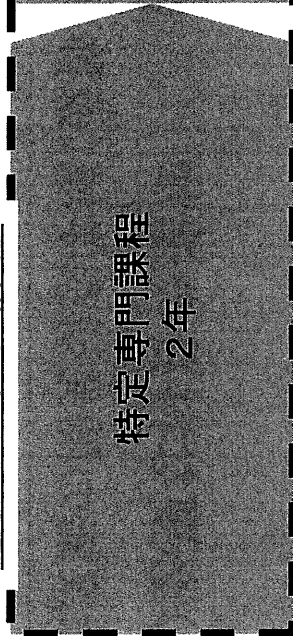
職業能力開発研究学域（仮称）は、従来の長期養成課程の教科に必要に応じて科目を追加する。

職業能力開発研究学域(仮称)の位置づけ

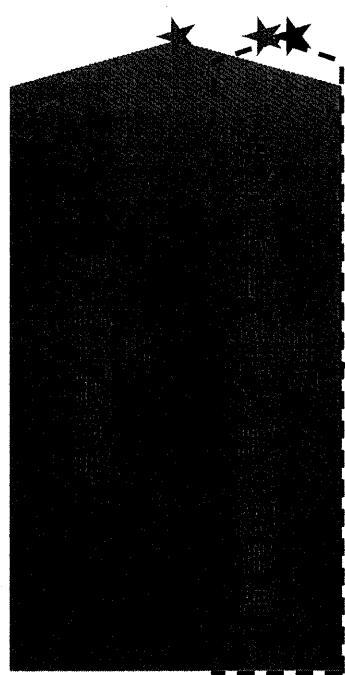
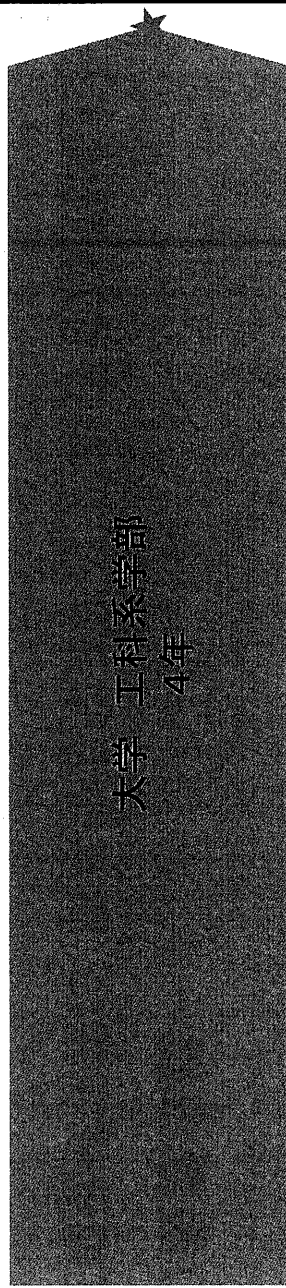
高卒等

大卒等

総合大 総合課程



ポリテクカレッジ



- 職業訓練指導員としての素地を前提として、最先端の学識・技術・技能や研究的思考力を有した質の高い職業訓練指導員を養成。
- 入学選考において論文課題等を課し、原則として、職業訓練指導員に係る業務(公共・民間企業)に従事する意思を有する者を選考。
- 1年目に、学生全員に対して公共職業訓練施設等においてインターンシップを実施し、職業訓練指導員としての職業意識を涵養。

★ : 指導員免許
★ : 学士号
★ : 修士号